

令和
六 年
五 條 市 議 会 第 二 回 六 月 定 例 会 会 議 録 (第 四 号)

議 事 日 程 (第 四 号)

令和六年六月二十五日(火曜日) 午前十時開議

第一 議第三十五号 五條市立図書館条例の一部改正について

議第三十九号 財産の取得について

議第 四十号 令和六年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について

第二 議第三十三号 五條市立養護老人ホーム設置条例の全部改正について

議第三十六号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について

議第三十七号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について

議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について

議第四十一号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 発議第 五号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

一番	仲	山
二番	秋	本
三番	谷	勝
四番	啓	嗣
		嘉

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事
技監
市長公室長
総務部長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長

平 福 井 石 原 西 櫻 平 馬 谷
岡 塚 上 田 田 本 本 己 場 口
清 勝 恵 茂 豊 久 茂 富 由 久
司 彦 充 人 彰 雄 樹 長 子 美
美

三番
中
山
俊
樹

五番 吉 窪 岩 福 山 吉 藤 大
六番 田 本 塚 口 田 富 谷
七番
八番
九番
十番
十一番
十二番

佳 耕 雅 美 龍
正 秀 孝 実 司 範 子 雄
恵

事務局職員出席者

産業環境部長	池
都市整備部長	上
教育部長	名
西吉野支所長	岡
大塔支所長	泉
会計管理者	榮
水道局長	柴
総務部次長・財政課長事務取扱	戸
	野
	田
	林
	井
	迫
	井
	嶋
	裕
	淳
	伸
	民
	雅
	浩
	朗
	晶
	彦
	哲
事務局次長	辰
事務局係員	神
速記者	仁
	番
	科
	匠
	農
	典
	悠
	基
	樹
	輝
	子
	輔
	彦
	保
	巳
	大
	雅
	久

午前十時開会

○議長（福塚 実）ただいまから、去る十四日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

中山俊樹議員から欠席届が出ております。

○議長（福塚 実）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

「〔なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）これより日程に入ります。

○議長（福塚 実）初めに日程第一、議第三十五号、議第三十九号及び議第四十号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「五番」の声あり）
総務文教常任委員会、吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第三十五号、議第三十九号及び議第四十号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る六月十四日の本会議において当委員会に付託され、十七日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十五号 五條市立図書館条例の一部改正につきましては、教育委員会の管理権限を明確にすることを目的に、教育委員会の直営としながら、指定管理者による管理を行わせることができるよう条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者において管理が行えなくなった場合、この条例によって教育委員会が代わって図書館を管理するのかをただしたのに対し、「現条例でも不測の事態では管理を行えるが、管理期間が終了した場合、市が直営できないため、改正を行うものである。」との答弁があり、委員から、開館時間や休館日の変更について、市民から要望があったのかをただしたのに対し、「市民の要望ではなく、図書館の事情等が生じた場合、変更等を行うというものである。」との答弁があり、委員から、開館時間や休館日について、変更が生じると想定しているのかをただしたのに対し、「エアコン等の故障により急遽の休館等のためである。」との答弁があり、委員から、館内規律・入館制限について、そのような事態は発生しているのか、あるいは想定しているのかをただしたのに対し、「現状、この指定期間中にはそのようなことは聞いていないが、今後、起こる可能性もある。」との答弁がありました。

また、委員から、指定管理者選定は入札であるのかをただしたのに対し、「プロポーザル方式である。」との答弁があり、委員から、指定管理の期間と指定管理料をただしたのに対し、「現在の指定管理の期間は三年で、本年度が最終年度であり、指定管理料は年間で二千四百六万円である。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十九号 財産の取得につきましては、五條市消防団第一方面隊第六分団一部が使用する消防自動車が三十年の使用期間を迎え更新するに当たり、消防自動車を購入するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、入札における最低価格及び参加者数をただしたのに対し、「最低価格は設けず、参加者数は四者である。」との答弁があり、委員から、入札における最高価格をただしたのに対し、「税込み二千四百八十六万円である。」との答弁がありました。

また、委員から、この消防自動車の仕様等についてただしたのに対し、「四輪駆動の消防ポンプ自動車であり、ポンプ性能としては、放水量は放水圧力が〇・八五メガパスカルにおいて毎分二千リットル以上、一・四メガパスカルにおいては毎分千四百リットルとなっている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ六千七百四十三万五千円を追加し、総額で百八十八億二千九百九十一万円とするもので、歳出予算の主な内容は、二〇二五大阪・関西万博奈良県実行委員会負担金、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る繰出金、新型コロナウイルス接種事業等を行うための所要額の追加であり、歳入予算の主な内容は国庫支出金、繰入金、諸収入をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。初めに去る十四日の本会議における議案審議の際、議員から二〇二五大阪・関西万博が赤字になった場合、奈良県実行委員会が赤字を補填することがあるのかという質問に対する回答を求めたのに対し、「万博本体の建設費、運営費については国、大阪府、大阪府、経済界、万博協会が負担することになっているので、県の実行委員会及び市に拠出金を請求されることはなく、また、今回の補正については県の実行委員会に参加するための負担金であり、集まった負担金の範囲で事業を執行するため、これについても追加の負担金は生じないことを奈良県の万博推進室から回答を得ている。」との説明がありました。

委員から、五條市の負担割合の算出根拠をただしたのに対し、「奈良県実行委員会の事業経費総額は五億円で、そのうち市町村と県が連携して行う事業が総額三億円。うち市町村の負担額が一億円と見込まれており、八千万円を各自自治体の人口に応じた均等割、二千万円を人口割で負担することとなっている。五條市においては二年間で均等割が三百五十万円、人口割が四十万円、合計三百九十万円となり、今年度百九十五万円の負担金となっている。」との答弁があり、委員から、負担することによる五條市のメリットをただしたのに対し、「万博の会場内で、関西パビリオンの多目的エリア及び河瀬直美監督監修のパビリオンの中で、展示や物販など五條市のPRブースを設けることができる。」

また、万博アプリを活用したデジタルスタンプラリーによる県内への誘客促進、市町村のPR動画の作成、ポスターの制作などが予定されている。PR動画については、万博終了後も誘客のために活用することができると聞いている。また、万博会場内のPRブースは、五條市は春四日、秋四日、出展できると聞いており、万博は国内外から約三千万人の来客が見込まれ、来場者に対してダイレクトに五條市の魅力をPRできると考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、今回の負担金以外に支出はあるのかをただしたのに対し、「内容は今後検討していくこととなるが、出展に当たり、職員の交通費や、パンフレットの作成費用等の経費が想定されるが、実行委員会には負担金以外の負担はないと確認している。」との答弁があり、委員から、来場者数が想定以下になった場合、負担金は返金されるのかをただしたのに対し、「そういったことは想定はしておらず、返金があるとも聞いていない。」との答弁があり、委員から、負担金は市の出展費用となるのかをただしたのに対し、「出展料自体は奈良県が負担しており、出展料を実行委員会の負担金から支払うわけではない。PR事業やデジタルスタンプラリー等の出展に必要な会場設営の経費等を民間企業に委託する委託費である。」との答弁がありました。

また、委員から新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料について、なぜこの時期での補正予算なのかをただしたのに対し、「予防接種法において定期接種に移行するに当たり国で審議が進められていたが、接種価格等について未確定であったため、当初予算に計上することができなかったためである。」との答弁があり、委員から、開始してからの接種回数及び接種率をただしたのに対し、「今回で八回であり、六十五歳以上もしくは基礎疾患等を持っている六十歳から六十四歳未満の方を対象としており、約一万一千人程度の対象者になるので、そのうちこれまでの実績から約四十%を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、接種は有償なのかをただしたのに対し、「有償であり、一人三千円で計上している。」との答弁がありました。

委員から、予防接種健康被害給付金の内容をただしたのに対し、「これまでの接種で副反応等が起こり健康被害が生じた接種者について、国で健康被害の認定を受けた者に対する救済措置である。」との答弁がありました。委員から、こういった健康被害なのかをただしたのに対し、「体の一部の麻痺である。」との答弁がありました。

また、委員から、介護報酬改定等に伴うシステム改修の内容についてただしたのに対し、「今回のシステム改修は三年に一度の介護報酬の見直しに伴うもので、八月から適用される特別養護老人ホーム等の入居者に係る基準居住費の修正の分である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市立小中学校トイレの洋式化工事について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において、既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三十五号、議第三十九号及び議第四十号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本三議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に日程第二、議第三十三号、議第三十六号から議第三十八号及び議第四十一号の五議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「九番」の声あり）
厚生建設常任委員会、山口耕司委員長。

〔厚生建設常任委員長 山口耕司登壇〕

○厚生建設常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました、議第三十三号、議第三十六号から議第三十八号、及び議第四十一号の五議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月十四日の本会議において当委員会に付託され、十八日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十三号 五條市立養護老人ホーム設置条例の全部改正につきましては、指定管理者制度の導入を可能とすることを目的として、本条例の全部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者のめど及び実施の時期についてただしたのに対し、「現時点ではめどはなく、時期も未定である。」との答弁があり、委員から、花咲寮の経営状況をただしたのに対し、「令和四年度は約三千百十四万九千円の赤字となっている。」との答弁があり、委員から、五條市民の市外の養護老人ホームへの入所者数をただしたのに対し、「十三人である。」との答弁があり、委員から、指定管理料についてただしたのに対し、「未定である。」との答弁があり、委員から、指定管理になった場合の現在の職員の処遇をただしたのに対し、「現在雇用中の会計年度任用職員については、今後協議検討していく。」との答弁があり、委員から、人材の確保が難しいなかで、指定管理になった場合における市の協力体制についてただしたのに対し、「人員確保の期間や、引継ぎ移行期間も考慮して、今後検討していきたい。」との答弁があり、委員から、指定管理を導入した場合、入所者の処遇面や費用について変化があるのかただしたのに対し、「処遇面や費用については現在と変わらないと考えている。」との答弁があり、委員から、指定管理になった場合、入所者以外を対象とした介護サービスが可能となるのかただしたのに対し、「可能になると考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、入所の基準についてただしたのに対し、「入所基準としては、比較的元気ではあるけれども、生活環境と経済的な理由によつて、自宅での生活が困難なおおむね六十五歳以上の高齢者となっている。」との答弁があり、委員から、生活困窮者も入所できるのかをただしたのに対し、「現在、生活保護受給者も入所している。」との答弁があり、委員から、現在の入所者数をただしたのに対し、「四十四人であり、全て一人部屋である。」との答弁がありました。

また、委員から、公営の養護老人ホームの状況についてただしたのに対し、「奈良県内では、五條市のみが直営であり、老人福祉施設協議会の調査によると近畿圏内百五施設のうち、五條市のほか兵庫県に二件ある。」との答弁があり、委員から、指定管理を行う場合、管理者は、デイサービス等介護サービスを行えるようになるのかただしたのに対し、「空き部屋の活用等によりデイサービスなどの福祉事業を行えると考えているが、指定管理者と市の協議が必要となる。」との答弁がありました。

本案につきまして慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十六号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更、議第三十七号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散、及び議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分の三議案につきましては、当該組合の設立当初における目的はおおむね達成し、その役割を果たしたことにより解散することに伴い、事務の承継についての規定を組合規約に盛り込むこと、解散に関すること及び財産の処分について協議するものであり、当局の説明により了承した次第であります。委員から現在の未収金の金額をただしたのに対し、「五條市の残債権は五千九百六十万円である。」との答弁があり、委員から、今後未収金をどのように回収していくのかただしたのに対し、「市において債権回収を行っていく。」との答弁があり、委員から、組合の財政調整基金の金額をただしたのに対し、「解散時の見込みが約一千二百万円であり、負担金の割合で配分される。」との答弁があり、委員から、債権が回収できない理由をただしたのに対し、「死亡や生活困窮のためであると聞いている。」との答弁がありました。

また、委員から、競売事件が未完了の件数をただしたのに対し、「五條市においては無い。」との答弁があり、委員から、組合解散後、五千九百六十万円の未収金の回収の担当課についてただしたのに対し、「人権施策課と収納課とで連携しながら対応していきたいと考えている。回収の部分については専門的な知識が必要になるため、収納課が中心となって対応していく方向で検討している。」との答弁がありました。

また、委員から、未収となっている件数をただしたのに対し、「二十二件である。」との答弁があり、委員から、構成する自治体の一部で存続するという判断をした場合についてただしたのに対し、「市町村議会の議決がない場合は、継続審議となる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十一号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百五十一万九千円を追加し、総額で四十一億二千三十一万九千円とするもので、歳出予算の内容は、令和六年八月から介護保険法の一部改正が実施されることに伴う介護保険システム改修業務委託料の追加であり、歳入においては繰入金を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員からシステム改修業者についてただしたのに対し、「現在の業者は株式会社日立システムズである。」との答弁があり、委員から、システム改修における作業量は、何日ぐらいで何人の人手がかかるのかをただしたのに対し、「合計三十四人である。」との答弁がありました。

本件につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市観光交流センターの指定管理について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る、十四日に行いました議案審議において、すでに終了いたしております。

ただいまの、厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第三十三号、議第三十六号から議第三十八号及び議第四十一号の五議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま、厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本五議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本五議案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に日程第三、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第五号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

令和六年六月二十五日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司
賛成者 同 岩本 孝

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。（「九番」の声あり）九番 山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）

現在情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも情報を入手したり、発信したりすることができるようになっていく。

そのためインターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。

また、被災地の状況を知らせる誤情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。いつどこで発生するか分らない災害に対し、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うため、一分一秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対し災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、支援の積極的な推進を求める。

記

一 情報発信者や情報発信機器の事前登録により、情報の信頼性を担保し、現場から正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。

一 IoTセンサーやドローンを活用してリアルタイムでの国との地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。

一 正確な情報を発信する公的情報サイトや、政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。
以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。

令和六年六月二十五日 提出

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福塚 実） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）この際お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福塚 実）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

本定例会の会期は二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、五條市一般会計補正予算議定をはじめ、重要案件の審議に終始御熱心に精励賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議並びに各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いいたします。

以上で、閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の挨拶がございます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和六年第二回六月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。今議会に提出しました全議案につきまして、原案のとおり御議決をいただきましたことに、お礼を申し上げる次第でございます。

これから厳しい暑さを迎えるわけでありまされども、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、平素のお礼と閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福塚 実） これをもちまして、令和六年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十時三十一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 福 塚 実

署 名 議 員 吉 田 正

署 名 議 員 窪 佳 秀

署 名 議 員 岩 本 孝